

# 「幌延町空家等対策計画」および「幌延町災害廃棄物処理計画」を策定しました！

## 幌延町空家等対策計画

近年、人口減少や高齢化などを背景に、既存の住宅・建築物などの老朽化、社会的ニーズの変化などに伴い、全国規模で空家が年々増加しています。適切な管理が行われない空家は、放火、不審者の侵入、自然災害による倒壊、衛生状態や景観の悪化など、近隣住民や地域全体に深刻な影響を及ぼすことから、国では平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法を公布しました。

このことから、幌延町としても地域住民が安全・安心して住み続けられる住環境の確保と生活環境の保全を図り、空家の適切な管理と有効活用を推進することを目的として、空家などに関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針や取組み、体制整備に必要な事項を定めた、幌延町空家等対策計画を策定しました。

この計画に基づき、空家などの実態調査や建物所有者への啓発をはじめ、空家などの状態に応じた取組みを推進するほか、空家などに関する新たな施策の詳細につきましても、今後発行する『広報誌ほろのべの窓』の紙面でご説明いたします。

空家等対策計画については幌延町ホームページに掲載しておりますが、不明な点やご質問がありましたら、住民生活課生活グループまでお問い合わせください。

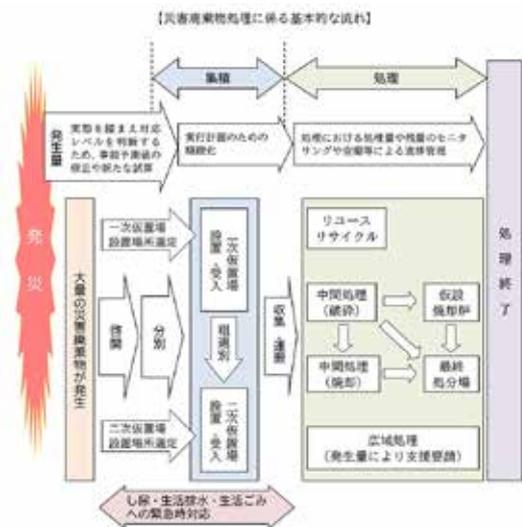


## 幌延町災害廃棄物処理計画

台風や地震などの災害発生後に発生する災害廃棄物の処理については、生活環境の保全のため迅速かつ適正に行うことが必要であり、特に大規模災害発生時には、短時間で大量の災害廃棄物が発生することから、仮置場や収集運搬車両、処理先の確保が困難となり、分別を徹底しないとその後の処理が大変困難になるなど、様々な課題があります。

このことから、幌延町では災害発生後において災害の規模や被害状況、廃棄物発生量などに応じた適正かつ円滑な処理を進めていくために必要な事項を定めた、幌延町災害廃棄物処理計画を策定しました。

幌延町災害廃棄物処理計画については幌延町ホームページに掲載しておりますが、不明な点やご質問がありましたら、住民生活課生活グループまでお問い合わせください。



お問い合わせ先: 住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812